十七　株式会社静岡銀行
十八　株式会社北陸銀行
十九　株式会社横浜銀行
二十　ニューヨークメロン信託銀行株式会社
二十一　資産管理サービス信託銀行株式会社
二十二　株式会社しんきん信託銀行
二十三　新生信託銀行株式会社
二十四　三井住友信託銀行株式会社
二十五　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
二十六　日本マスタートラスト信託銀行株式会社
二十七　農中信託銀行株式会社
二十八　野村信託銀行株式会社
二十九　みずほ信託銀行株式会社
三十　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
三十一　日証金信託銀行株式会社
三十二　ステート・ストリート信託銀行株式会社
三十三　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行
三十四　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第二項に規定する外国銀行支店
三十五　長期信用銀行
三十六　信金中央金庫
三十七　農林中央金庫
三十八　株式会社日本政策投資銀行
三十九　株式会社商工組合中央金庫
四十　保険会社
四十一　証券金融会社
四十二　東京短資株式会社
四十三　セントラル短資株式会社
第二条に次の一号を加える。
四十四　上田八木短資株式会社

○金融庁・財務省・経済産業省告示第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）第十九条の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から適用する。

平成二十七年五月十五日

金融庁長官　細溝　清史
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一

第二条第一項第一号中「以下同じ。）」の下に「（同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。）」を加える。

○金融庁・厚生労働省告示第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、及び労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第九十条の規定に基づき、労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第十七号）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から適用する。

平成二十七年五月十五日

金融庁長官　細溝　清史
厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条第一号中「有価証券関連業をいう」を「有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く」に改める。

○金融庁・農林水産省告示第六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第六十六条、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十四条の二及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第十二条の規定に基づき、平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号（農林中央金庫法の施行に関し定める件）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月十五日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　林　芳正

次に掲げる告示の規定中「有価証券関連業をいう」を「有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く」に改める。

一　平成十三年金融庁・農林水産省告示第十三号第四条の二第二項第一号
二　平成十四年金融庁・農林水産省告示第六号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十四条の二の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件）第二条第一号
三　平成十四年金融庁・農林水産省告示第十九号（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十二条の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械等を定める件）第二条第一号

附　則

この告示は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から適用する。